

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業実施要綱

第1 総則

(目的)

第1条 この要綱は、子育て家庭を行政、企業、地域などが一体となって支援する機運を醸成すること、子育てしやすい雰囲気を県全体に広げていくことを目的に岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業（以下「キャンペーン事業」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) キャンペーン事業 県内の18歳未満の子どものいる世帯及び妊婦がいる世帯にぎふっこカードを交付し、また、18歳未満の子どもの3人いる世帯及び3人目の子どもを妊娠中の妊婦がいる世帯にぎふっこカードプラスを交付し、参加店舗等でカードを提示すると店舗ごとに設定された割引などのサービスが受けられる、地域全体で子育て家庭を応援していく仕組みをいう。
- (2) ぎふっこカード キャンペーン事業において交付する、ぎふっこマーク取扱要綱（平成26年4月1日）に定めるぎふっこマークの入った、県内の18歳未満の子どものいる世帯及び妊婦がいる世帯に交付するカード（様式第1号）（ぎふっこカードWebサービスにより提供する電子カードを含む）をいう。
- (3) ぎふっこカードプラス キャンペーン事業において交付する、ぎふっこマークの入った、県内の18歳未満の子どもの3人いる世帯及び3人目の子どもを妊娠中の妊婦がいる世帯に交付するカード（様式第2号）をいう。
- (4) 参加店舗等 キャンペーン事業の趣旨に賛同し、ぎふっこカード及びぎふっこカードプラス（以下「ぎふっこカード等」という。）の対象世帯に特典又は応援を提供してキャンペーン事業に協力する店舗又は施設等をいう。
- (5) 店舗用ステッカー ぎふっこマーク取扱要綱（平成26年4月1日）に定めるぎふっこマークの入った、参加店舗等が店頭・レジ等に掲示するステッカーをいう。
- (6) 特典 ぎふっこカード等を提示することにより受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算等を始めとした各種サービスのことをいう。
- (7) 応援 カードの提示の有無に関わらず受けることができる各種サービスのことをいう。

第2 ぎふっこカード等について

(ぎふっこカードの交付等)

第3条 ぎふっこカードは、県内に在住の18歳未満の子どもがいる世帯及び妊婦がいる世帯（以下「ぎふっこカード交付対象世帯」という。）に交付し、原則として子ども一人に対してカードを一枚交付する。

- 2 ぎふっこカード交付対象世帯としてぎふっこカードの交付を受けることができる期間は、末子が満18歳に達して最初に迎える3月31日までとする。
- 3 県はぎふっこカードに3年間の有効期限を設定して発行することとし、ぎふっこカードの有効期限が到来した場合は、県は新たに有効期限が設定されたカードをぎふっこカード交付対象世帯に配布する。

(ぎふっこカードプラスの交付等)

第3条の2 ぎふっこカードプラスは、県内に在住の18歳未満の子どもの3人いる世帯及び3人目の子どもを妊娠中の妊婦がいる世帯（以下「ぎふっこカードプラス交付対象世帯」という。）に交付し、原則として一世帯に対してカードを一枚交付する。

- 2 ぎふっこカードプラス交付対象世帯としてぎふっこカードプラスの交付を受けることができる期間は、18歳未満の子どもが2人以下になって最初に迎える3月31日までとする。
- 3 県はぎふっこカードプラスに18歳未満の子どもが2人以下になった年度の3月31日を有効期限として記入する欄を設定して発行する。

(ぎふっこカード等の使用)

第4条 ぎふっこカード交付対象世帯及びぎふっこカードプラス交付対象世帯（以下「ぎふっこカード等交付対象世帯」という。）はぎふっこカード等の使用に当たり、カード裏面等に交付対象となる子どもの保護者の氏名を記載すること。

- 2 ぎふっこカード等は、前項に規定する署名者と同一世帯の構成員も使用することができる。
- 3 参加店舗等は、ぎふっこカード等提示者に対し、ぎふっこカード等を使用できる者であることを確認できる資料（保険証等）の提示を求めることができる。
- 4 ぎふっこカード等の不正使用があった場合、県は不正使用した者に対して交付を取り消すことができる。
- 5 ぎふっこカード等交付対象世帯はぎふっこカード等の使用に当たり、参加店舗等の指示に従わなければならない。

(県及び市町村の責務)

第5条 県及び市町村は協力して当事業を行うものとする。

- 2 県は、当事業の趣旨を県民、参加店舗等及び市町村に周知し、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次の各項に定めることを行う。

- (1) ぎふっこカード等の発行
- (2) ぎふっこカード交付対象世帯へのぎふっこカードの交付及びぎふっこカード

Web サービスの提供

- (3) ギフコカードプラス交付対象世帯へのギフコカードプラスの交付
- (4) 店舗用ステッカーの作成及び交付
- (5) 当事業に関する情報提供及び広報
- (6) 当事業の運営及びその見直しに関すること
- (7) その他、当事業を推進するために必要なこと

3 市町村は、当事業の趣旨を理解し、当事業が円滑に進むよう努めるとともに、次の各項に定めることを行う。

- (1) 当該市町村内のギフコカード等交付対象世帯へのギフコカード等の交付
- (2) 当該市町村内での当事業の周知
- (3) その他、当事業を推進するために必要なこと

第3 参加店舗等について

(参加店舗等の基準等)

第6条 参加店舗等は、キャンペーン事業の制度の趣旨である子育て家庭を社会全体で応援する雰囲気づくりの醸成に賛同し、子育て家庭における家族のふれあいを促進するために、店舗等が自主的に取り組む「特典・応援」サービスを提供することができるものでなければならない。

2 参加店舗等は、下表に掲げる区分に分類される業種とし、総務省が定める日本標準産業分類に基づき区分ごとに対象業種を分類する。なお、店舗等の参加基準に関して必要な事項は、本条に定めるほか「岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業」参加店舗等の参加基準（平成26年7月16日）に定める。

区分	区別別対象業種
(1) 買う	卸売業、小売業
(2) 食べる	飲食サービス業
(3) 育児	育児関連サービス業
(4) 教育・習い事	教育、学習支援業
(5) 見る・遊ぶ	娯楽業
(6) 泊まる	宿泊業
(7) 温泉	浴場業
(8) 金融	金融業
(9) 理容院・美容院	理容・美容業
(10) 写真	写真業
(11) クリーニング	洗濯業
(12) 車	自動車販売業、自動車整備業及びガソリンスタンド等
(13) 美容	美容サービス業
(14) 住まい	建築業及び不動産業
(15) 保険	保険業

(16) その他の店舗	生活関連サービス業、医療、物品 賃貸業等
-------------	-------------------------

(参加申込及び登録)

第7条 キャンペーン事業に参加を希望する店舗等は、ぎふっこカードへの参加は様式第3号参加申込書、ぎふっこカードプラスへの参加は様式第3号の2参加申込書を県へ提出又はぎふ子育て応援団ウェブサイト (<http://www3.pref.gifu.lg.jp/pref/kosodateoen/>) のメールフォームから電子申請するものとする。

2 県は、前項の規定による申請を受けたときは、申請内容を審査して適當と認められる場合は、参加店舗用ステッカーを申請者に交付するものとし、参加店舗等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス、HPアドレス、営業時間、定休日、店舗等の紹介コメント、サービス開始時期、特典・応援の内容をぎふ子育て応援団ウェブサイト (<http://www3.pref.gifu.lg.jp/pref/kosodateoen/>) 等に公表するものとする。

(参加の取り消し)

第8条 県は、参加店舗等が第6条に定める基準に適合しないと知ったときは、事前に予告することなく登録を取り消すことができる。

(参加の中止及び特典及び応援内容の変更)

第9条 参加店舗等は、参加を中止する場合は参加中止年月日の1カ月前までにぎふっこカードは様式第4号参加中止届出書を、ぎふっこカードプラスは様式第4号の2参加中止届出書を県へ提出しなければならない。

また、特典及び応援の内容を変更する場合は変更年月日の1カ月前までにぎふっこカードは様式第5号参加店舗等変更届出書を、ぎふっこカードプラスは様式第5号参加店舗等変更届出書を県へ提出しなければならない。なお、いずれもぎふ子育て応援団ウェブサイト (<http://www3.pref.gifu.lg.jp/pref/kosodateoen/>) のメールフォームから電子申請することができる。

第4 その他

(デザインの使用)

第10条 ぎふっこカード等及び参加店舗用ステッカーのデザイン（以下「カード等デザイン」という。）の使用については、次の各項のとおりとする。

- (1) 次の各号に掲げる場合は、カード等デザインを使用することができる。ただし、いずれの場合もカード等デザインを改変してはならない。
 - ア 国又は地方公共団体が使用するとき。
 - イ 参加店舗等を営む者及びその属する公的団体が、参加店舗等に関する広告等、キャンペーン事業に関する目的で使用する場合。
 - ウ 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用する場合。

(2) 前項の場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、カード等デザインを使用することができない。

- ア 県又はキャンペーン事業のイメージを損なうおそれがあるもの
- イ 法令又は公序良俗に反するおそれがあるもの
- ウ 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とするもの
- エ カード等デザインを商品化することを目的とするもの
- オ その他、県が不適切と認めるもの

(3) カード等デザインの使用料は、無償とする。

(4) 県は、カード等デザインの使用が本条の規定に違反していると認められるときは、その使用を中止させることができ。なお、使用中止により生じたいかなる損害についても、県は補償しない。

(保証の否認及び免責)

第11条 キャンペーン事業に関連してぎふっこカード等使用者と第三者（岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業の参加店舗を含む）との間において生じた取引、連絡、紛争等については、当県の責めに帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、当県は一切の責任を負わない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業に関し必要な事項は、県が定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月2日から適用する。

附 則

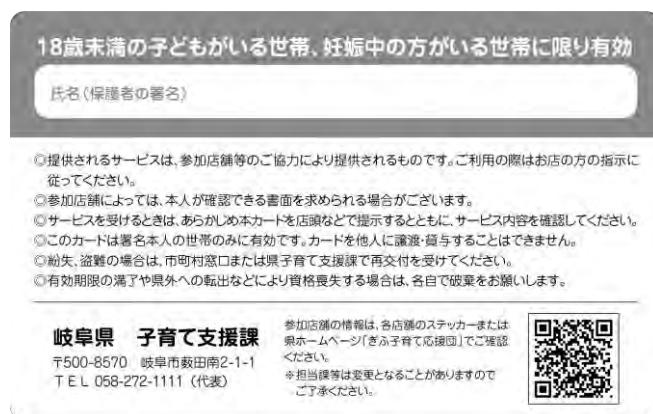
この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

ぎふっこカード

(表面)



(裏面)

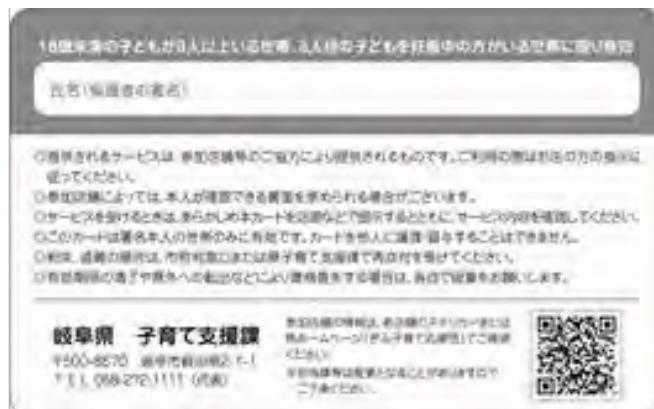


ぎふっこカードプラス

(表面)



(裏面)



岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業参加申込書

年　月　日

岐阜県庁子育て支援課 行き 所 在 地
 法人名等
 代表者氏名
 電 話

(担当者氏名)

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業の趣旨に賛同し、下記のとおり参加を申し込みます。

記

区分(いずれかに○印)	(1) 買う (2) 食べる (3) 育児 (4) 教育・習い事 (5) 見る・遊ぶ (6) 泊まる (7) 温泉 (8) 金融 (9) 理容院・美容院 (10) 写真 (11) クリーニング (12) 車 (13) 美容 (14) 住まい (15) 保険 (16) その他の店舗
店舗・施設名称	ふりがな
所在地	〒
電話番号	
FAX番号	
E-mail アドレス	
HP アドレス	
営業時間	時 分 ~ 時 分 (24時間表示)
定休日	
店舗等の紹介コメント	100字以内でお願いします。
サービス開始時期	年 月 日から
特典の内容	
応援の内容	

※ 「特典」「応援」いずれかのみのご提供でも差し支えありません。

※ 「記」以下の内容については、ホームページ等に掲載しますのでご了承ください。

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業参加申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県庁子育て支援課 行き 所 在 地
 法人名等
 代表者氏名
 電 話

(担当者氏名)

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業の趣旨に賛同し、下記のとおり参加を申し込みます。

記

区分(いずれかに○印)	(1) 買う (2) 食べる (3) 育児 (4) 教育・習い事 (5) 見る・遊ぶ (6) 泊まる (7) 温泉 (8) 金融 (9) 理容院・美容院 (10) 写真 (11) クリーニング (12) 車 (13) 美容 (14) 住まい (15) 保険 (16) その他の店舗
店舗・施設名称	フリガナ ○○○○ ○○湯 ○○店
所在地	フリガナ ○○シ ○○マチ 〒○○○一○○○○ ○○市○○町○番地
電話番号	○○○一○○○一○○○○
FAX番号	○○○一○○○一○○○○
E-mailアドレス	○○○@○○○○
HPアドレス	http://www.○○○○
営業時間	8時 00分 ~ 23時 30分 (24時間表示)
定休日	毎週火曜日
店舗等の紹介コメント	※ 100字以内でお願いします。 源泉掛け流し日帰り温泉施設です。ご家族でゆっくりお風呂に入り、レストランでお値打ちメニューをご堪能下さい。
サービス開始時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日から
特典の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スタンプポイント○倍進呈 ・お買い上げ○○円以上で記念品進呈 ・全商品○%引き ・家庭の日（毎月第3日曜）は食料品○%引き ・お子様ソフトドリンク1杯無料 ・お子様連れで入場の場合、お子様1人分入場料無料 など
応援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物中などの託児サービス（○時間まで） ・ベビーカーが通れるバリアフリー店舗 ・授乳スペースを店内に設置 ・親子の遊び場スペースの設置 など

※ 「特典」「応援」いずれかのみのご提供でも差し支えありません。

※ 「記」以下の内容については、ホームページ等に掲載しますのでご了承ください。

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業

(ぎふっこカードプラス) 参加申込書

年 月 日

岐阜県庁子育て支援課 行

所 在 地

法 人 名 等

代 表 者 氏 名

電 話

(担当者氏名

)

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業(ぎふっこカードプラス)の趣旨に賛同し、下記のとおり参加を申し込みます。

記

区分(いざれかに○印)	(1) 買う (2) 食べる (3) 育児 (4) 教育・習い事 (5) 見る・遊ぶ (6) 泊まる (7) 温泉 (8) 金融 (9) 理容院・美容院 (10) 写真 (11) クリーニング (12) 車 (13) 美容 (14) 住まい (15) 保険 (16) その他の店舗
店舗・施設名称	ふりがな
所在地	〒
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス	
HPアドレス	
営業時間	時 分 ~ 時 分 (24時間表示)
定休日	
店舗等の紹介コメント	100字以内でお願いします。
サービス開始時期	年 月 日から
特典の内容	(例)ぎふっこカードプラス提示の方、ぎふっこカード提示でのワンドリンクサービスに加え○○円引き ぎふっこカードプラス提示の方、ぎふっこカード提示での毎週火曜日○%OFFに加え、毎週金曜日にも○%OFF

※ 「記」以下の内容は、県ホームページ「ぎふ子育て応援団」等に掲載しますのでご了承ください。

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業

（ぎふっこカードプラス）参加申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県庁子育て支援課 行

所 在 地

法 人 名 等

代 表 者 氏 名

電 話

（担当者氏名

）

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業（ぎふっこカードプラス）の趣旨に賛同し、下記のとおり参加を申し込みます。

記

区分（いざれかに○印）	(1) 買う (2) 食べる (3) 育児 (4) 教育・習い事 (5) 見る・遊ぶ (6) 泊まる (7) 温泉 (8) 金融 (9) <u>理容院・美容院</u> (10) 写真 (11) クリーニング (12) 車 (13) <u>美容</u> (14) 住まい (15) 保険 (16) その他の店舗
店舗・施設名称	ふりがな 〇〇〇〇 〇〇美容院 〇〇店
所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
E-mailアドレス	〇〇〇@〇〇〇〇
HPアドレス	http://www.〇〇〇〇
営業時間	10時 00分 ~ 19時 00分（24時間表示）
定休日	毎週月曜日
店舗等の紹介コメント	100字以内でお願いします。 〇〇美容院〇〇店では、ヘアカットだけではなく、ネイル、エステで子育てを頑張っているお母さんのキレイを応援しています。キッズルームも完備！
サービス開始時期	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日から
特典の内容	(例)ぎふっこカードプラス提示の方、ぎふっこカード提示でのワンドリンクサービスに加え〇〇円引き ぎふっこカードプラス提示の方、ぎふっこカード提示での毎週火曜日〇%OFFに加え、毎週金曜日にも〇%OFF ・スタンプポイント〇倍進呈 ・お買い上げ〇〇円以上で記念品進呈 ・全商品〇%引き ・家庭の日（毎月第3日曜）は食料品〇%引き ・お子様ソフトドリンク1杯無料 など

※ 「記」以下の内容は、県ホームページ「ぎふ子育て応援団」等に掲載しますのでご了承ください。

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業参加中止届出書

年　月　日

岐阜県庁子育て支援課 行き

所 在 地

法 人 名 等

代 表 者 氏 名

電 話

(担当者氏名)

)

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業への参加を中止したいので、下記のとおり届け出ます。

記

参加中止年月日

○ 年 月 日をもって下記店舗の参加を中止します。

区分(いずれかに○印)	(1) 買う (2) 食べる (3) 育児 (4) 教育・習い事 (5) 見る・遊ぶ (6) 泊まる (7) 温泉 (8) 金融 (9) 理容院・美容院 (10) 写真 (11) クリーニング (12) 車 (13) 美容 (14) 住まい (15) 保険 (16) その他の店舗
店舗・施設名称	ふりがな
所在地	〒
電話番号	

※ 原則として、参加中止年月日の1ヶ月前までに県子育て支援課へ届出をお願いします。

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業

(ぎふっこカードプラス) 参加中止届出書

年　月　日

岐阜県庁子育て支援課 行き

所 在 地

法 人 名 等

代 表 者 氏 名

電 話

(担当者氏名

)

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業(ぎふっこカードプラス)への参加を中止したいので、下記のとおり届け出ます。

記

参加中止年月日

○ 年 月 日をもって下記店舗の参加を中止します。

区分 (いずれかに○印)	(1) 買う (2) 食べる (3) 育児 (4) 教育・習い事 (5) 見る・遊ぶ (6) 泊まる (7) 温泉 (8) 金融 (9) 理容院・美容院 (10) 写真 (11) クリーニング (12) 車 (13) 美容 (14) 住まい (15) 保険 (16) その他の店舗
店舗・施設名称	ふりがな
所在地	〒
電話番号	

※ 原則として、参加中止年月日の1ヶ月前までに県子育て支援課へ届出をお願いします。

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業参加店舗等変更届出書

年　月　日

岐阜県庁子育て支援課 行き
 所在地
 法人名等
 代表者氏名
 電　　話

(担当者氏名)

下記の事項について変更したいので、届け出します。

【変更年月日】	年　　月　　日から
区分(いずれかに○印)	(1) 買う (2) 食べる (3) 育児 (4) 教育・習い事 (5) 見る・遊ぶ (6) 泊まる (7) 温泉 (8) 金融 (9) 理容院・美容院 (10) 写真 (11) クリーニング (12) 車 (13) 美容 (14) 住まい (15) 保険 (16) その他の店舗
店舗・施設名称 (必ず記入してください)	ふりがな
所在地の変更	〒
電話番号の変更	
FAX番号の変更	
E-mailアドレスの変更	
HPアドレスの変更	
営業時間の変更	時　　分　～　　時　　分　(24時間表示)
定休日の変更	
店舗等の紹介コメント の変更	100字以内でお願いします。
特典の内容の変更	
応援の内容の変更	

- (1) 買う (2) 食べる (3) 育児 (4) 教育・習い事
- (5) 見る・遊ぶ (6) 泊まる (7) 温泉 (8) 金融
- (9) 理容院・美容院 (10) 写真 (11) クリーニング
- (12) 車 (13) 美容 (14) 住まい (15) 保険
- (16) その他の店舗

※ 原則として、変更年月日の1ヶ月前までに県子育て支援課へ届出をお願いします。

※ 店舗名は必ず記入してください。その他は、変更のある項目のみの記載で結構です。

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業

(ぎふっこカードプラス) 参加店舗等変更届出書

年 月 日

岐阜県庁子育て支援課 行き

所 在 地

法 人 名 等

代 表 者 氏 名

電 話

(担当者氏名)

下記の事項について変更したいので、届け出します。

【変更年月日】

年 月 日から

区分 (いずれかに○印)	(1) 買う (2) 食べる (3) 育児 (4) 教育・習い事 (5) 見る・遊ぶ (6) 泊まる (7) 温泉 (8) 金融 (9) 理容院・美容院 (10) 写真 (11) クリーニング (12) 車 (13) 美容 (14) 住まい (15) 保険 (16) その他の店舗
店舗・施設名称 (必ず記入してください)	ふりがな
所在地の変更	〒
電話番号の変更	
FAX番号の変更	
E-mailアドレスの変更	
HPアドレスの変更	
営業時間の変更	時 分 ~ 時 分 (24時間表示)
定休日の変更	
店舗等の紹介コメント の変更	100字以内でお願いします。
特典の内容の変更	

※原則として、変更年月日の1ヶ月前までに県子育て支援課へ届出をお願いします。

店舗名は必ず記入してください。その他は、変更のある項目のみの記載で結構です。